

むつ市議会第219回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成26年3月20日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第1号 むつ市旧大湊水源地水道施設修理専門委員会条例
- 第2 議案第2号 むつ市市民協働まちづくり会議条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第3号 むつ市男女共同参画推進委員会条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 むつ市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 むつ市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例を廃止する条例
- 第15 議案第15号 指定管理者の指定について
(むつ運動公園外2施設)
- 第16 議案第16号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
- 第17 議案第20号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第18 議案第22号 平成26年度むつ市一般会計予算
- 第19 議案第23号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第20 議案第24号 平成26年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議案第25号 平成26年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第22 議案第26号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第23 議案第27号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第24 議案第28号 平成26年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第25 議案第29号 平成26年度むつ市水道事業会計予算
- 第26 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成25年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算)
- 第27 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算)

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第28 議員提出議案第1号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則
- 第29 議員提出議案第2号 海上自衛隊大湊基地港内の浚渫及び艦艇配備を求める意見書
- 第30 議員提出議案第3号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 第31 議員提出議案第4号 雇用の安定を求める意見書
- 第32 議員提出議案第5号 慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書
- 第33 議員提出議案第6号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

24番	岡	崎	健	吾
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教員	高	瀬	厚	太	郎	教育長	遠	島		進
委員	遠	藤	雪	夫		代監査委員	阿	部		昇
公営企業者	伊	藤	道	郎		財務部長	石	野		了
総務部長	松	尾	秀	一		保健福祉部長	花	山	俊	春
民生部長	澤	谷	松	夫		建設部長	鏡	谷		晃
経済部長	松	本	大	志		大畑庁舎長	畑	中	恒	治
川内庁舎長						会管総政理出納室	鹿	内		徹
協野舎野	猪	口	和	則		計者務部部長				
協野民福						監事	星		久	南
協野民福	氣	田	憲	彦		査務委員				
協野民福						局長				

農委會 農務局 局長	山	口	勝	美	教育部長	奧	川	清次郎
營企 水務 推進 部策監	齊	藤	鐘	司	務部策監	高	橋	聖
財政 推進 課長	柳	谷	孝	志	務部長	川	西	伸二
財政 課長	氏	家		剛	務課長	中	村	智郎
總政 總主	関		元	徳	務課幹			

事務局職員出席者

事務局 局長	柳	田		諭	次長	濱	田	賢	一
主幹	佐	藤	孝	悦	主任主查	小	林	睦	子
主査	村	口	一	也	主事	山	本		翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

- 議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

- 議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。
- まず、3月12日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び予算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ご覧願います。
- 以上で諸般の報告を終わります。

- 議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第27 委員長報告、 質疑、討論、採決

- 議長（山本留義） 日程第1 議案第1号 むつ市旧大湊水源地水道施設修理専門委員会条例から、日程第27 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの27件を一括議題といたします。
- 委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第1号から議案第4号まで及び議案第7号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（7番 村川壽司議員登壇）

- 7番（村川壽司） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。
- 本委員会は、3月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第1号 むつ市旧大湊水源地水道施設修理専門委員会条例についてであります。理事者側から、旧大湊水源地水道施設に係る保存修理事業の実施に関し必要な事項を調査審議するため、附属機関を設置するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、修理に至るまでのスケジュールと事業費について質疑があり、理事者側から、当時の設計図等の資料がほとんど残っていないため、水道施設内部の調査、設計等に2年を予定しており、その後、修理工事となる。内部の調査、設計等の事業費は約1億8,000万円を予定しており、そのうち新年度予算に約1億円を計上しているが、修理工事の事業費は今後の調査をもとに積算されていくことになるとの答弁がありました。

さらに別の委員から、重要文化財としての価値がわかるような説明看板等の設置についての要望がありました。

次に、議案第2号 むつ市市民協働まちづくり会議条例の一部を改正する条例についてでありま

すが、理事者側から、組織機構の見直しに伴い、当該附属機関の庶務を処理する部署の名称を、これまでの総務政策部市民連携室から総務政策部市民連携広報課に変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第3号 むつ市男女共同参画推進委員会条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、事務の移管及び組織機構の見直しに伴い、当該附属機関の庶務を処理する部署の名称を、これまでの総務政策部企画調整課から総務政策部市民連携広報課に変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、4輪の自動車を使用する職員の通勤手当の加算額の上限を、これまでの3万3,000円から4万4,000円に改定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、改定の対象となる職員はいるのか、また、臨時職員も対象になるのかとの質疑があり、理事者側から、現時点で対象となる職員はいないが通勤手当は臨時職員にも適用になるとの答弁がありました。

次に、議案第7号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、社会教育法の改正に伴いむつ市社会教育委員の委嘱の基準を設けるほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、守秘義務の条項がつけ加えられたが、秘密に属する事項を委員会で協議するのかとの質疑があり、理事者側から、委員会の協議は秘密に属する内容ではないが、一部個人名

等が出る可能性があるため、守秘義務について整備すべきものと判断し、条項につけ加えたとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第11号、議案第13号、議案第20号及び報告第3号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員会副委員長。

（13番 濱田栄子議員登壇）

○13番（濱田栄子） 本日委員長が体調不良により欠席しておりますので、委員長にかわって報告を申し上げます。

それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案3件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第11号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、むつ市営住宅条例で規定する入居者資格の中で引用している法律名の変更に伴い、所要の改正を行うほか条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第13号 むつ市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、本年4月1日の消費税法及び地方

税法の一部改正に伴い、消費税等が含まれる占用料の額を改定するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第20号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。理事者側から、社会資本整備総合交付金の減額及び決算見込みにより1億5,540万円を減額するもの、補正後の歳入歳出総額は、13億5,700万円となるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成25年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算を専決処分したもので、地方卸売市場大畑町魚市場の天井の一部落下による自動車損傷事故の損害賠償金を支払うため、12万9,000円を増額したものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、人的被害はなかったのかとの質疑があり、理事者側から、自動車の屋根に落下したため人的被害はなかったとの答弁がありました。

また、別の委員から、今後、同様の事故が発生することはないのかとの質疑があり、理事者側から、今回の落下物は表面の一部が小さく剥がれ落ちたものであるが、施設の老朽化が進んでいるため新魚市場施設整備に向け計画を進めているとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第5号、議案第6号、議案第8号から議案第10号まで、議案第12号、議案第14号から議案第16号まで及び報告第5号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委

員長。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） 民生福祉常任委員会に付託されました議案9件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、13日に関係部長等の出席を求めて審査し、議案第15号につきましては、理事者側へ審査資料の提出を求め、3月17日に再度関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。議案第6号につきましては、反対討論がりましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか8議案、1報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴い、附属機関の名称を変更するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第6号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、国民健康保険特別会計の収支の均衡を図るため税率を改正するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、直近の国保加入者数の現状と短期被保険者証及び資格証明書の発行状況の推移について質疑があり、理事者側から、平成24年度平均加入世帯数は1万1,352世帯、平均加入者数は1万9,580人となっている。また、平成26年

2月1日現在の短期被保険者証数は1,101世帯でほぼ横ばいの状態であり、資格証明書については、かつては300世帯を超えていた時期もあったが、納付交渉が功を奏して現在は131世帯まで減っているとの答弁がありました。

次に、議案第8号 むつ市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、むつ市青少年問題協議会委員の委嘱の基準等を設けるほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第9号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、むつ市立緑町保育所を平成26年度から社会福祉法人桜木会へ経営移譲することに伴い、同保育所を本年3月31日をもって廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、緑町保育所を民間移譲するに当たり、これまでの保育所のように改築するなどの支援はないのかとの質疑があり、理事者側から、移譲先法人は平成27年4月開所予定で新たな保育所を建設することとしており、新年度予算にそのための民間保育所施設整備費補助金を計上しているが、これまでの移譲事例に鑑み事業主の自己負担分となる額の2分の1相当額を市独自で補助することとして予算計上しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、現在勤務している職員の処遇について質疑があり、理事者側から、正職員については人事異動によりほかの公立保育所へ異動となり、臨時職員として勤務している保育士、調理員、用務員のうち、引き続き移譲後の緑町保育所に勤務を希望する職員は社会福祉法人桜木会が採用すると伺っているとの答弁がありました。

次に、議案第10号 むつ市ひとり親家庭等医療

費給付条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、条例において引用する法律名の変更に伴い、条文整備するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、変更後の法律名に「等」が加わることで何がかわるのかとの質疑があり、理事者側から、今までの法律では保護のみであったのに対し、保護等に変更することにより保護だけでなく相談やそれに付随したいろいろな行為を意味しているとの答弁がありました。

次に、議案第12号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、下北地域広域行政事務組合において一般廃棄物等処理施設に係る手数料を徴収することとしたことに伴い、所要の改正をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、市から下北地域広域行政事務組合へ徴収事務を移行する必要性について質疑があり、理事者側から、施設の所管が事務組合であることから、地方自治法上の解釈、廃棄物処理のフローからも事務組合で徴収事務を行うのが適当であると判断され、構成市町村の協議等が調ったため移行するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第14号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、むつ市脇野沢高齢者福祉施設いこいの里を社会福祉法人桜木会に経営移譲することに伴い廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、社会福祉法人桜木会を選定した理由について質疑があり、理事者側から、利用者家族に不安を持たせない命の安全、食の安全を最優先とする運営、地域雇用、地域生産物の使用等、地域に根差した運営姿勢が全面的に提案の中に盛り込まれていたことが評価された

と思われるとの答弁がありました。

また、別の委員から、民間移譲後に脇野沢地区の高齢者の方々に不安を与えないために行政ではどのような対応をするのかとの質疑があり、理事者側から、契約書の条項で今後10年以上の運営を継続することを条件としているほか、社会福祉法人の指導監査はむつ市が行うことになるので、運営面、会計面等について指導しながら携わっていききたいとの答弁がありました。

次に、議案第15号 指定管理者の指定についてですが、理事者側から、むつ運動公園外2施設の管理を行う指定管理者に特定非営利活動法人むつ市体育協会並びに特定非営利活動法人むつ市陸上競技協会を指定するもので、指定期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、2法人が連名で指定管理を行うに当たり、運営方針、経理、連携方法、苦情対応などに関する事業者双方の協定書の取り扱いについて質疑があり、理事者側から、2法人相互の協定については附帯的な協定書という考え方があったため締結は議決後を予定していたが、今後、このような事例が出ないとも限らないので指定管理者制度全体の根幹的な問題として総務政策部とも協議していききたいとの答弁がありました。

これに対し複数の委員から、2法人で指定管理を行う際の管理運営の仕方、責任の所在、法人相互と行政との連携方法など、指定管理者として適しているのかどうかの判断材料となる資料が不足しており審査ができないとの意見があったため、一旦その日の審査を終了し、委員会として2法人間の協定書案を資料要求し、その提出を受け改めて審査を重ねた結果、多くの委員から、むつ市体育協会を主体とした運営体制が確立されるように、行政としても指導、監督を綿密に行うことを強く要望するとともに、3年後には直営または業

務委託による運営も検討しながら指定管理者制度全体を見直していくべきであるとの提言がありました。

次に、議案第16号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてですが、理事者側から、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴い、規約における審査会の名称を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてですが、理事者側から、平成26年4月の消費税率改正に伴う介護報酬の改定により必要となる事務処理システムの改修に係る経費126万円を財源措置するために、平成25年度介護保険特別会計補正予算を専決処分したものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第22号から議案第29号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 予算審査特別委員会に付託されました議案第22号 平成26年度むつ市一般会計予算から、議案第29号 平成26年度むつ市水道事業会計予算までの議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月13日、14日及び17日、市長ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑につきまして

は、議長を除く全議員で構成する特別委員会であり
ますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委
員会審査報告書のとおりであります。付託され
ました各議案について申し上げます。

まず、議案第22号 平成26年度むつ市一般会計
予算、議案第23号 平成26年度むつ市国民健康保
険特別会計予算、議案第26号 平成26年度むつ市
下水道事業特別会計予算及び議案第29号 平成
26年度むつ市水道事業会計予算については、委員
1名より反対討論がありました。賛成多数で可
決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 平成26年度むつ市後期高齢
者医療特別会計予算、議案第25号 平成26年度む
つ市介護保険特別会計予算、議案第27号 平成
26年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算及び
議案第28号 平成26年度むつ市魚市場事業特別会
計予算は、全会一致で可決すべきものと決定いた
しました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わ
ります。

○議長（山本留義） これで予算審査特別委員長の
報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時
休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました25議案2報告に
ついては、それぞれ区分して質疑、討論、採決を
行いますので、ご了承願います。

◇議案第1号

○議長（山本留義） まず、議案第1号 むつ市旧
大湊水源地水道施設修理専門委員会条例につい
て、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入
ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありま
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第1号は委員長報告のとおり可決されま
した。

◇議案第2号

○議長（山本留義） 次は、議案第2号 むつ市市
民協働まちづくり会議条例の一部を改正する条例
について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑
に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長(山本留義) 次は、議案第3号 むつ市男女共同参画推進委員会条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長(山本留義) 次は、議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長(山本留義) 次は、議案第5号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長(山本留義) 次は、議案第6号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい

て、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。6番目時睦男議員。

(6番 目時睦男議員登壇)

○6番(目時睦男) 議案第6号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

本案は、平成20年度に15.1%と平成22年度に13.8%の国保税を引き上げたものの、平成28年度末で12億3,100万円の累積赤字が見込まれ、そのうち平成25年度末の累積赤字額7億500万円については一般会計から繰り入れ補填し、平成26年度から平成28年度までの5億2,600万円の累積赤字解消は12.2%の保険税引き上げが必要としながらも、激変緩和措置として平成26年度に1人当たり年平均7,774円増税の8.8%を引き上げる、残る3.4%は平成28年度に引き上げる計画となっております。

今回の条例改定に当たり、平成25年度末までの累積赤字額7億500万円については、一般会計から法定外繰り入れを行うこととしたことについては評価をいたしますが、平成25年度現在の本市の1人当たりの保険税額が県内10市の中で4番目に高くなっている実態にある中、0.7%の年金引き下げや国民年金保険料を月額210円引き上げに加え、4月からの3%の消費税率引き上げや住民税に年1,000円上乗せの復興増税、そして70歳から74歳の医療費窓口負担を1割から2割負担の引き上げなど、年金生活者を初め市民の皆さんに二重

三重の負担増が重くのしかかっている中でさらなる国保税の引き上げは、是が非でも回避しなければなりません。

国保会計赤字の主因は、国庫負担率50%を約半分に引き下げた結果にあることから、国に対し引き続き国庫負担率回復を求めながらも、被保険者の負担軽減を図るため、一般会計からのさらなる繰り入れを行い、市民生活優先、高齢者福祉優先の市政運営を図るべきとの判断から本案に反対いたします。議員皆さん方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(山本留義) これですべて討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第6号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者4人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長(山本留義) 次は、議案第7号 むつ市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第8号

○議長(山本留義) 次は、議案第8号 むつ市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長(山本留義) 次は、議案第9号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長(山本留義) 次は、議案第10号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長(山本留義) 次は、議案第11号 むつ市営

住宅条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長(山本留義) 次は、議案第12号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第13号

○議長(山本留義) 次は、議案第13号 むつ市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第13号 むつ市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、来月4月より消費税が3%引き上げられることに連動し、料金の改定をするものであります。

本案に反対をいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第13号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長（山本留義） 次は、議案第14号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例を廃止する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長（山本留義） 次は、議案第15号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ運動公園外2施設の管理について、指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第16号

○議長（山本留義） 次は、議案第16号 下北圏域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第20号

○議長（山本留義） 次は、議案第20号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第22号

○議長（山本留義） 次は、議案第22号 平成26年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 議案第22号 平成26年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論を行います。

まず、歳出であります。原子力広報調査費として2,128万9,000円が計上されております。高校生などを対象に原子力施設等の見学会を開催するというものであります。先日NHKは、クリーンテクノロジー、いわゆる環境技術について連続番組を報道いたしました。番組を見ると、原発に未来がないことは明らかであります。人類は、スリーマイル、チェルノブイリ、福島の大規模な原発事故に学んでおります。未来ある高校生には、

未来のない原発でなく未来のあるクリーンテクノロジーを学んでもらい、体験させるべきであります。その意味では、再生可能エネルギー推進費8,662万4,000円は評価できるものであります。しかし、むつ市の軸足が原発推進にある限り不十分なことは言うまでもありません。また、原発で歪んだ地域経済が再生可能エネルギー普及の障害となっていることも重大です。青森県の試算でも、エネルギー需要の111%を県内の再生可能エネルギーで賄えるとしています。再生可能エネルギーでむつ市を活性化すべきであります。

国民健康保険特別会計繰出金5億5,803万6,000円のうち国保財政の健全化として5,000万円を繰り入れたことは評価できるものであります。ごみとし尿の下北地域広域行政事務組合の負担金18億2,164万9,000円、むつ総合病院など下北医療センターの負担金19億806万1,000円も構造的なものです。大きな負担であり、今後解決していかなければならないものであります。市長においては、解決に向けた積極的な姿勢が見られませんでした。

下北は、農林業者の人口比率が3.0%と県内で一番低い地域であります。農業振興費が9,179万8,000円計上されておりますが、赤字経営の脇野沢農業振興公社の補助金と貸し付けが7,112万8,000円と農業振興費の77%を占めており、これでは農業振興にはほど遠い予算としか言えないものであります。もっと大幅な農業振興費増を求めたいと思います。

大湊地区西ノ平坂への坂道対策2,100万円、緑町団地や川内・木団地建設の1億2,004万1,000円、大湊消防署庁舎建設事業6,784万8,000円、脇野沢小学校建設事業2,759万4,000円は評価できるものであります。しかし、不要不急の道の駅整備事業費2,864万2,000円、軍事観光とも言える北の防人整備費4億5,248万円が計上さ

れております。北の防人事業では、スキー場の駐車場より低い展望台を建設するといえます。ますます不要不急の箱物と言えるものであります。

歳入であります。電源立地地域対策交付金15億9,800万円、電源立地地域対策等交付金9億6,231万9,000円、青森県核燃料物質等取扱税交付金2億1,615万円、合計27億7,646万9,000円が計上されております。過度に原発関連交付金、いわゆる原発マネーに依存した歪んだ財政構造になっていることは明らかであります。原発関連交付金は、福祉や医療などに有効に使われている、だから原発は必要としておりますが、そのようなことは原発がなくても、どの自治体もやっているものであり、やらなければならないことであります。

3割自治と言われる脆弱な財政構造にし、補助金で中央の指示どおり動く自治体づくりをしてきたのが長年にわたる政府与党であることを考えるならば、安定財源の確保、地方交付税の透明化と増額、ひもつき補助金の廃止などを政府与党に要求すべきであります。むつ市に原発関連交付金がいつまでも来るわけではありません。いずれはなくなるし、なくなる時期は思った以上に早まる世界情勢となっております。

人類は愚かではありません。人類の手に負えない核廃棄物を大量に排出し、何かあれば大量に放射能を放出する危険な未来のない原発というエネルギーを人類は排除する知恵を持っております。原発推進をただちに切り替え、再生可能エネルギーで栄えるむつ市政となることを切に望み、本予算に反対をいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第22号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の

起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者2人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第23号

○議長（山本留義） 次は、議案第23号 平成26年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

（3番 工藤孝夫議員登壇）

○3番（工藤孝夫） 議案第23号 国民健康保険特別会計予算案に対し反対討論を行います。

本案は、国保税改定率8.8%の値上げを含む会計予算案であります。この引き上げで1人当たり年平均7,774円の引き上げ、1世帯で平均額1万3,003円、総額1億2,800万円の値上げであります。

私どもは、これまで一貫して一般会計からの繰り入れと国の国庫支出金の増額復活による健全化を求めてきました。これに対し、赤字分への一般会計からの補填はできないということや、被保険者以外の税も含むことで、税の公平性から問題があるとしてきました。しかしながら、今回一般会計からの繰り入れに踏み切ったことは、被保険者の負担軽減を図ることの観点から、一定の前進と言えるものであります。

しかし、同時に国保加入者の現状と被保険者を取り巻く社会保障の状況を考えるとき、これ以上

の引き上げは市民の暮らしを直撃し、病気の市民を病院から遠ざけます。病気の重症化を招き、医療費や滞納者をふやす悪循環を繰り返すことは必至です。

政府において、国庫支出金をかつての1984年時の約50%に復活することは喫緊の問題であることも引き続き指摘するものであります。

今回の改定率の引き上げは、2008年の15.1%、2010年の13.8%に続き、この6年間で3度目となります。しかも、2年後の2016年度にはさらに値上げが示唆されています。加えて本国保特別会計予算案の改正として、政府のプログラムである新規70歳の到達者の窓口負担を1割から2割へと予定されております。到底容認できなく、本議案に反対するものであります。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第23号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第24号

○議長（山本留義） 次は、議案第24号 平成26年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第25号

○議長（山本留義） 次は、議案第25号 平成26年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第26号

○議長（山本留義） 次は、議案第26号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第26号 平成26年度むつ市下水道事業特別会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、来月4月からの消費税3%引き上げが反映された予算であります。市民の負担増は、約280万円ということであります。

本案に反対をいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第26号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第27号

○議長(山本留義) 次は、議案第27号 平成26年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第28号

○議長(山本留義) 次は、議案第28号 平成26年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第29号

○議長(山本留義) 次は、議案第29号 平成26年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特

別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第29号 平成26年度むつ市水道事業会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、来月4月からの消費税3%引き上げが反映され、また川内、脇野沢地区の段階的引き上げが反映された予算となっております。消費税の負担増は約3,862万円、水道料金の引き上げの負担増が約1,965万円、合わせて約5,827万円の負担増が反映された予算であります。

本案に反対をいたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第29号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者2人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第3号

○議長(山本留義) 次は、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成25年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第5号

○議長(山本留義) 次は、報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は委員長報告のとおり承認されました。

◎日程第28～日程第33 議員提出議案

上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第1号

○議長(山本留義) 次は、日程第28 議員提出議案第1号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番大瀧次男議員。

(18番 大瀧次男議員登壇)

○18番(大瀧次男) 議員提出議案第1号 むつ市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により、これまで委員会において認められていた公聴会の開催及び参考人の招致が本会議においても可能となったことに伴い、公聴会開催の手續及び参考人等について規定するとともに、あわせて条文整備するため提案するものであります。

なお、本議案については、全議員26人で提案するものであります。

以上が上程されました議員提出議案第1号の提案理由であります。よろしく願いをいたします。

○議長(山本留義) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議員提出議案第2号

○議長(山本留義) 次は、日程第29 議員提出議案第2号 海上自衛隊大湊基地港内の浚渫及び艦艇配備を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番浅利竹二郎議員。

(14番 浅利竹二郎議員登壇)

○14番(浅利竹二郎) 議員提出議案第2号 海上自衛隊大湊基地港内の浚渫及び艦艇配備を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

政府の地震調査委員会は、今後30年以内に南海トラフ沿いにおいてマグニチュード8から9の大地震が70パーセントの確率で発生すると指摘するが、「首都直下型」も含め巨大地震等が現実となった場合、海上自衛隊横須賀基地、同じく呉基地

も被災し、基地機能が壊滅する可能性を十分考慮する必要があり、東北・北海道において唯一、海上自衛隊の基地機能を有する大湊基地こそ、災害物資の集積、艦艇整備及び補給支援等の補完基地として重要視されるところである。

しかしながら、現在の大湊基地港内（芦崎湾）は水深が浅いため、現存する海上自衛隊大型艦の受け入れに制約がある。

そのことは、取りも直さず、災害救助支援の即応態勢に齟齬をきたすことであり、早急に基地港内及び出入港水路の浚渫作業を実施し、所要の水深を確保する必要がある。

さらには、災害発生後、関東以南の被災地へ速やかに東北・北海道から災害支援の人員及び物資等を急送するためには、大湊基地に輸送艦を常時配備することも考慮する必要がある。

また、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画」に示されているように、イージス艦8隻体制を踏まえ、「こんごう型」1隻の定係港としての機能整備を図り、北朝鮮及び北方海域への警戒監視体制の強化も図るべきである。

以上の理由により、海上自衛隊大湊基地港内の浚渫、輸送艦の常時配備、イージス艦の大湊基地定係港化の3点につき、早期実現を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 海上自衛隊大湊基地港内の浚渫及び艦艇配備を求める意見書に対し、反対討論をいたします。

本案は、イージス艦の大湊基地定係港化など基地強化を求めるものであります。国際関係は、軍事力強化で解決するのではなく、話し合いで決める、これが今後の世界の流れであります。

本案に反対をいたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議員提出議案第2号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、防衛大臣としたいと思います。ご了承願います。

◇議員提出議案第3号

○議長（山本留義） 次は、日程第30 議員提出議案第3号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。22番鎌田ちよ子議員。

（22番 鎌田ちよ子議員登壇）

○22番（鎌田ちよ子） 議員提出議案第3号 「手話言語法」制定を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろうあ者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え

る。よって、政府と国会が下記事項を講ずるよう強

く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決され

ました。

なお、本意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官としたいと思っております。ご了承願います。

◇議員提出議案第4号

○議長（山本留義） 次は、日程第31 議員提出議案第4号 雇用の安定を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番 斉藤孝昭議員。

（12番 斉藤孝昭議員登壇）

○12番（斉藤孝昭） 議員提出議案第4号 雇用の安定を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

日本の雇用環境は、非正規労働者が約4割程度まで達し、その方たちは低賃金であり、無駄な消費を抑えることにより、経済が回らない、そしてまた低価格競争と悪循環に陥っている。

また、正社員の労働時間は長時間に及び過労死や精神障害などが増加し、労災補償件数や支払い決定件数が高い水準にある。

現在、現行の労働基準法などの労働法制の見直しが検討されている。例を挙げれば、裁量労働制の拡大として長時間労働が行われやすい環境や多様な働き方として勤務地・労働時間を限定するなどの正社員制度、解雇が行われやすい制度など、労働者を保護するルールの後退が懸念される。

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」である。そして国内総生産（GDP）の6割を占める個人消費は、雇用が安定しているからこそ成り立っていると言える。

不安定な雇用は、個人消費に影響を与え、経済が疲弊していく。政府は個人消費の回復が必要だからこそ「経済の好循環実現に向けた政労使会議」

で、経営者に対して賃上げの要請も行っている。

経済の好循環実現のためには、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

また、雇用・労働政策については、国際標準である国際労働機関（ILO）が掲げる公益・使用者・労働者の三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきである。

こうした現状に鑑み、政府に対して下記の事項を強く要望する。

記

1. 企業が金銭さえ払えば解雇しやすい制度、多様な働き方として解雇しやすい正社員を増やす制度、長時間労働を誘発する恐れのある制度の導入などは、今以上の労働者が不利益になるため行うべきではないこと。
2. 非正規労働者が年々増加している雇用環境の中で、消費を拡大し、経済の回復のために派遣労働者などの不安定な雇用から、安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。
3. 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革担当）としたいと思っております。ご了承願います。

◇議員提出議案第5号

○議長（山本留義） 次は、日程第32 議員提出議案第5号 慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番目時睦男議員。

（6番 目時睦男議員登壇）

○6番（目時睦男） 議員提出議案第5号 慢性疲労症候群患者の支援を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

慢性疲労症候群（CFS）は、健康に生活していた人がある日突然原因不明の激しい倦怠感に襲われ、それ以降強度の疲労感とともに、微熱、頭痛、関節痛、脱力、筋力の低下、抑うつ等の症状が長期にわたり、健全な社会生活が送れなくなるという疾患である。1988年に米国疾病対策センター（CDC）より慢性疲労症候群の報告が行われて以降、世界中の国々において症例の存在が報告され、その病因・病態の解明や診断、治療法の開発が進められているが、今なお原因が特定されておらず治療法も確立されていない。

日本においては、1999年、2004年の疫学調査により患者は30万人いると推定されており、2012年度の厚生労働省慢性疲労症候群研究班の調査では、患者の約4分の1は社会的支援を必要としている実態が明らかになった。

しかし、診断・治療に携われる医師が非常に少ないため、患者は十分な医療が受けられていない。遠方の患者や重症者のなかには、体力的・経済的な問題により通院を断念せざるを得ない者もいる。

また介護や就労支援等が必要にもかかわらず「制度の谷間」におかれ、介護や就労支援等必要な福祉サービスを受けられないのが現状である。

よって、国においては、次の事項について実現を図るよう強く要望する。

1. 慢性疲労症候群の実態を医療関係者や国民に周知するとともに、各都道府県に拠点病院を設け、全国どこでも患者が診察及び診療を受けられる環境を整えること。
2. 日常生活や社会生活上に制限があり支援の必要が認められる患者の実態に即した支援制度を確立すること。
3. 国の慢性疲労症候群研究班において病因・病態の研究を推進し、客観的な診断法・治療法を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第5号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣としたいと思っております。ご了承願います。

◇議員提出議案第6号

○議長（山本留義） 次は、日程第33 議員提出議案第6号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書

を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 議員提出議案第6号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

安倍内閣は、国民世論を踏みにじり、特定秘密保護法を強行成立させました。

特定秘密保護法は、政府の判断によって、どんな行政情報も恣意的に「特定秘密」と指定され、事実上永久的に国民に隠し続けることができる法律である。「何が秘密かは秘密」だとして、国民の「知る権利」が奪われ、「秘密」と知らないまま「秘密」に近づけば、一般国民や報道機関までもが厳しく処罰される法律である。国会の国政調査権、議員の質問権も乱暴に侵される法律である。「第三者機関」なるものを作っても、法律の危険性は何も変わるものではない。

しかも、法案提出からわずか1カ月余、審議時間は衆議院、参議院合わせて70時間にも満たないのに、委員会で突然審議を打ち切り、強行採決されました。議会制民主主義の破壊であり、採決の仕方一つをとっても、法律として認めることができないものである。特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとくじゅうりんする違憲立法であり、撤廃すべきである。

よって、特定秘密保護法を撤廃することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わ

ります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第6号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第6号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第6号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議がありますので、議員提出議案第6号については起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者6人、起立しない者16人)

○議長(山本留義) 起立少数であります。よって、議員提出議案第6号は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長(山本留義) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第219回定例会を閉会いたします。